

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 15 日現在

機関番号：11301

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22520050

研究課題名（和文）マヌ法典註釈における法源論の研究—聖典解釈学との関係を中心に

研究課題名（英文）A study of the theory of the sources of the law in the commentaries on the *Manusmṛti* with special reference to the Vedic exegetics (Mīmāṃsā)

## 研究代表者

吉水 清孝 (YOSHIMIZU KIYOTAKA)

東北大学・大学院文学研究科・教授

研究者番号：20271835

研究成果の概要（和文）：『マヌ法典』は人間の行動動機に欲望充足への欲求があることを正当と認めつつも、個人の行動を社会慣習、法典、さらに天啓書ヴェーダという、個人を超えた規範により規制した。その註釈家たちは、仏教などの異端宗教の社会的影響を排するため、聖典解釈学者クマーリラの強い影響のもとに、個人の行動が法典に、また法典の規範がヴェーダに如何に規制されるかを説いたが、同時に、クマーリラよりもリベラルな立場で、現実社会の有識者が、将来『マヌ法典』と同等の権威を認められるような法典を作りうるという可能性をも認めた。

研究成果の概要（英文）：The *Manusmṛti* acknowledges that the behavior of human beings is based on the pursuit of their desire whereas it restricts their behavior by the customary law, the codified law and the Veda, all of which are the authorities established prior to individuals. Under the influence of Kumārila, the representative scholar of the Vedic exegetics (Mīmāṃsā), the commentators of the *Manusmṛti* expound the restriction of human behavior by the codified law and the restriction of the latter by the Veda in order to eliminate the social influence of heretic religions, such as Buddhism. At the same time, however, they acknowledge the possibility that the contemporary learned men may compile the law codes that will be accepted as authoritative as the *Manusmṛti* in future.

## 交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2011年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2012年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	3,100,000	930,000	4,030,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：哲学・印度哲学仏教学

キーワード：マヌ法典，法源，クマーリラ，ミーマーンサー

## 1. 研究開始当初の背景

近年、インド史の分野でグプタ朝衰亡後の数世紀を「中世初期」と呼び、碑文研究の進展に伴い、この時代を社会体制の大幅な変動によりヒンドゥー教が現在見られる形態をつくりあげた時代と捉え始めている。このため、

従来の文献分野の区分けを超えて、この時代の哲学思想が社会の実生活とどのように関わっていたのかを解明することが課題となった。その際の重要資料の一つが『マヌ法典』等のヒンドゥー法典とその註釈である。それに伴い、インド哲学の一分野である聖典解釈学（ミ

一マーンサー)が、ヒンドゥー法典註釈に対しどのように影響しているかの解明も必要になってくる。古代から中世にかけてのインド社会では、法秩序の維持が中央集権的に行われる現代社会と違い、地域の有識者たちが審議会を結成し、問題人物の行動を調査して法典に照らし合わせ、違反者に対して処罰を宣告した。この審議会には、法律家ばかりでなく、法典条文の正しい解釈方法を助言するよう、聖典解釈学者も加えられた。『マヌ法典』への註釈のうち、全編が現存する最も古くかつ最も浩瀚なものは、9世紀カシミール地方の人メーダーティティ (Medhātithi) が著した『マヌ法典註』(Manubhāṣya)であるが、この註釈に聖典解釈学がどのように影響しているかについては、これまでP.V. KaneやDuncan M. Derret が若干触れているに過ぎず、個別の法律論における聖典解釈学との影響関係はほとんど解明されていない。研究代表者がこれまでに研究してきた聖典解釈学派のヴェーダ解釈理論が、法典註釈という実生活に近い学問分野で実際にどのように応用されたかの解明を、本研究により開始することとした。

## 2. 研究の目的

「法源」(sources of the law)は法学基礎理論において、裁判で判事が依拠すべき法のありかたを意味し、現代では通常、成文法と不文法に大別される。ヒンドゥー法典を代表する『マヌ法典』は法源として、ヴェーダ、成文法、慣習法、個人の良心の四つを挙げ、メーダーティティの『マヌ法典註』はそれら相互の関係を詳論している。メーダーティティの法源論には聖典解釈学派(ミーマーンサー学派)の強い影響がみられ、また『マヌ法典』以前からの法思想、先行する『マヌ法典』註釈、聖典論をめぐる仏教と聖典解釈学派の論争からも影響を受けている。本研究は、インド中世の地域社会に一定の影響力を及ぼした『マヌ法典註』の法源論を、聖典解釈学からの影響関係を中心として、『マヌ法典註』の写本研究を含め多面的に解明する。

## 3. 研究の方法

『マヌ法典』は「法源」に相当する「法の根」(dharmamūla)という術語を明示し(2.6)、それをヴェーダ、伝承聖典(スムリティ sm.rti: 成文法)、良俗(慣習法)、個人の良心に四分し、それぞれを要約している。この箇所に対して Medhātithi は、彼以降の『マヌ法典』註釈には見られない長大な註釈を施している。また社会規範と個人の関わりを考える上では、林住者と遊行者の生活規範を定めた『マヌ法典』第6章と、輪廻と解脱の世界観を述べる第12章の註釈が重要である。さらに法源論に関してはクマーリラが主著『原理評釈』(Tantravārttika)の第1巻第3章で詳論し

ている。そこで本研究ではそれぞれの梗概を作成し、内容上の対応を付ける。また Medhātithi は、彼に先立つマヌ法典註釈者パールチ (Bhārucci) の所説を各所において引用しているため、『マヌ法典』以前の初期法典の時代からクマーリラ、Bhārucci を介して Medhātithi に至るまでの法源論の変遷を解明する。また Medhātithi は、法典をヴェーダの権威と関連付ける中で、仏教がヴェーダ的価値観を否定するのを批判しているため、6世紀から強まる仏教とミーマーンサー学派との対立がどのように法典註釈に影響したかも解明する必要がある。

## 4. 研究成果

以下には、本研究の成果として期間中に発表した、研究代表者による主要な研究論文の内容を要約する。

論文「『マヌ法典』註釈家 Bhārucci の paramātman 論」は、部分的に現存する最古の『マヌ法典』註釈の作者 Bhārucci が、法源の一つとされる「自己の満足」(ātmatuṣṭi)で言われる「自己」(ātman)を、究極的にはどのように考えているかを解明した。Bhārucci は、『マヌ法典』が第12章後半で至福の達成を論ずるのは、それまでに贖罪を論じたのに準じて、解脱のために自己を清める方法を述べたのだと前後の脈絡をつけ、更に『マヌ法典』が第12章前半で、因果応報を決定する人格神を設定していることに着目して、解脱のためにする瞑想は、この人格神 paramātman を対象とするものであるとした。そして知行併合論の立場から、paramātman を認識するための prasaṃkhyāna 念想を行為の一種とみなし、人は晩年になって社会での現役を離れ、瞑想に専念して解脱を希求するようになっても、祭式を続けてヴェーダの伝統を維持するのが望ましいとした。

論文“Reconsidering the fragment of the *Bṛh-aṭṭikā* on restriction (niyama)”は、クマーリラの年代論を仏教論理学者ダルマキールティ (Dharmakīrti, 600-660年頃)との関係から解明する。クマーリラが晩年の著 *Bṛh-aṭṭikā* で提起した、論理的関係の根拠としての「制約」(niyama)は、ダルマキールティ最初期の著作『知識論評釈』自註の中心概念である、ものの本質と因果性の二種に分けられる実在の制約とは別の概念であって、クマーリラは晩年になって Dharmakīrti の思想を知らなかったのであり、従ってクマーリラは630年頃には活動を終えていると推定される。

論文“Tradition and Reflection in Kumārila's Last Stand against the Grammarians' Theories of Verbal Denotation”は、「虚偽を語ってはならない」というヴェーダの文

言が、祭式儀礼の一つとして祭式中の眞実語を命ずるものであり、『マヌ法典』4.138にある「眞実を語るべし」という日常生活規範の反復ではないことをクマーリラがミーマーンサー学派の立場からいかに証明するかを、またその証明にはサンスクリット文典との整合性に問題点があり、文法学にも並外れて造詣が深かったクマーリラ自身が、その問題点に気づいていたことを解明した。

論文「中世初期における仏教思想の再形成—一言説の理論をめぐるバラモン教学との対立」は、6-7世紀における仏教思想とバラモン思想における、理法 (dharma) を説く言説のありかたをめぐる対立を概観した。クマーリラによれば、「不殺生」など世俗の倫理規範もヴェーダ聖典に根拠があるが、聖典内の規定文にはそれぞれ適用範囲があり、それを超えて規制は及ばない。規範は、浩瀚な聖典のなかに、各々固有の文脈で定められているのみであり、個人の経験と論理によって根拠付けることは出来ない。しかし仏教は、行為主体となる人間を出自階級で区別せず、また動物犠牲を義務付ける祭式など、日常の倫理規範が及ばない特別な時空間を設けることを廃して、不殺生に代表される理法を普遍的倫理として説いた。ここに、ミーマーンサー学派に代表される保守的バラモン思想家と、バラモン思想家からは異端とされる仏教徒との根本的な対立がある。また仏教論理学者ダルマキールティは、『知識論評釈』自註において、クマーリラを名指ししないがミーマーンサーを主要な論敵として、ヴェーダの非人為性を批判し、また全く経験できない事柄を語る言説を吟味する「聖典に基づく推論」という方法を認めつつも、それは言説が自身の依拠する他の言説と矛盾していないかを吟味することに他ならないとして、この方法の適用をそれと矛盾した言説の排斥に限り、言説を真と判定できる知識手段は、知覚と、聖典を前提しない推論の二種のみとした。ダルマキールティは、刹那滅をはじめとする仏教教理を論理学を駆使して論証したのみならず、そもそもブッダの教説は個人が自らの理性を駆使して納得した上で受け入れるべきだと明言したのである。教説の眞理性は思索と瞑想により各人が自ら確証すべきであることは、ゴータマ・ブッダ以来の仏教の基本姿勢であったが、ダルマキールティはこの基本姿勢を改めて明示し、論理学を活用して仏教教理を再構成することで、思索の面で自らそれを実行したと、その思想活動の特徴づけることができる。

論文「クマーリラの寛容論」は、聖典解釈

学者クマーリラが『マヌ法典』の法源論を応用して、競合するヴェーダ諸流派に対して寛容の精神で臨むよう説いていることを解明した。「名前が同じ祭式は流派を通じて同一であること」を論ずる中で、クマーリラは、自流派への所属意識と他流派が伝えるヴェーダ文献の尊重を共に重要視し、また法典の文言をヴェーダとの一致により権威付けることを論ずる中で、ヴェーダの文言は『マヌ法典』が挙げる第一の法源であるが、自派には伝わらず他派に散在しているヴェーダの文言もあるのだから、他流派のやり方を一概に批判すべきでないとしたことが判明した。

論文“The *Jñānakarmasamuccayavāda* in the Commentaries on the *Manusmṛti*”は、林住期と遊行期の生活規範を定めた『マヌ法典』第6章の註釈の中で、註釈家たちがどのように知行併合を唱えているかを解明した。Medhātithiは、祭式が特定の果報をもたらすのとは別に、解脱の達成にも資することを立証しようとして、*Śatapathabrāhmaṇa* 10.2.6.13を引用し、また「結合の別異性」(samyogaprthaktva)という解釈定理がこれには適用可能であり、祭主が自他の区別にこだわっているか自他を平等に見ることができるかに応じて、同じ祭式が有限な果報をもたらしもするし、ブラフマンとの合一に導くとも言えるとした。しかしMedhātithiによれば、祭式が解脱の達成に資する眞の理由は、それがヴェーダ学習と子供の養育とともに、*Taittirīyasamhitā* 6.3.10.5に説かれた「生得的負債」(ṛṇa)の返済手段となるからである。ヴェーダ学習により共同体の過去を継承し、祭式により共同体の現在の絆を強め、子供の養育により共同体の未来を確保することが人の果たすべき義務である。Medhātithiは、主人の横暴さに嫌気がさして奉公を辞めたがっている召使の姿を思い描いて人生を瞑想するよう勧める。ただし召使は先に主人から得ていた幾ばくかのお金の分を働いて返そうと決意すると言い、家長としての義務遂行の必要性を強調している。さらにMedhātithiは、「瞑想に熟達した遊行者は、自分の善業を好ましい者たちに、悪業を好ましくない者たちに転移する」と述べる第79詩節を、「好ましい経験を得たことを自分の善業のせいに、好ましくない経験を被ったことを自分の悪業のせいに帰すべきこと」を述べると読み替えて、修行の一環としての忍耐の重要性を説くものとした。しかしこのような解釈は、後代の『マヌ法典』註釈家Kullūkaによって、規範を恣意的に解釈していると批判された。Medhātithiによるこの解釈は彼の独創ではなく、Bhāruciを継承している。また知行併合論者を自任するヴェーダグンタ学派のBhāskaraは第79詩節本来の趣旨を擁護して、*Rgveda*と*Mahābhārata*から、行為の結果を他

人が被ることを認める詩節を引用する。知行併合論は世俗社会での義務を重視する思想家に広く受け入れられていたが、因果応報を厳密に個人主義で捉えるかどうかは見解が分かれていたことが判明した。

論文“Kumārila and Medhātīthi on the Authority of Codified Sources of *dharmā*”（以下で本論文とする）は、法典の規範そのものの権威をどう考えるかという問題に関し、クマーリラとマヌ法典およびその註釈家との間に、どのような影響関係があるかを解明した。本研究の中心的な研究成果である。第1節は序論として、近年のパラモン法典研究史を参照しつつ、『マヌ法典』以前の初期パラモン法典（諸 *dharmasūtra*）においては、最初期にはヴェーダが世俗生活の規範としての理法（*dharmā*）の根拠とはされていなかったが、おそらくは反ヴェーダ宗教の興隆への対抗措置として次第にヴェーダを第一の法源とするようになった経緯を要約し、この法源観の転換期がミーマーンサーズートラ、特に法源を扱う第1巻の成立期に当たることを指摘した。

本論文第2節は、クマーリラが法典の権威をどのように考えているかを明らかにする。彼はヴェーダの教養ある人（*śiṣṭa*）が社会生活での模範的人物となることを、『マハーバータ』の逸話にちなんで説いている。英雄ビーシュマが祖霊祭を催した時、祭壇から亡き父の手が伸びてきたが、ビーシュマは驚愕しつつも私情を抑制し、法典の規定通りに、供物の団子を父の手ではなく祭壇の上に置いた。クマーリラはビーシュマがこのように感情を制することができたのは、ヴェーダの教養があったからに他ならないとする。次に本論文本節は、法典を含む人為的聖典（スムリティ）には記載があるが現存するヴェーダに典拠が見いだせない宗教儀礼をどのように意義づけるかという、ヴェーダとスムリティの関係についてのクマーリラの見解を解明した。クマーリラに半世紀ほど先立つシャバラスヴァーミンの時代までには、このような宗教儀礼は何れかのヴェーダに記載されていたが、そのヴェーダの伝承が現在までに断たれたと考えられていた。この定説は、それを記載したヴェーダはあるにはあるが、過去のどの世代の人々もそのヴェーダを伝承してはいないとする説に代わって立てられたものである。しかしクマーリラは、このような定説でもって、異端の思想家たちが「自分たちの聖典に一致する教えもヴェーダにあったが、その伝承が途絶えたのだ」と主張した場合に批判できなくなるとして、代わりに、我々が持ち合わせているヴェーダに典拠のないスムリティの規定も、どこかの他流派に伝わるヴェーダには典拠があるはずだと説いた。ただし他流派のヴェーダでの所在を無条件に認めるのではなく、我々のヴェーダのうちにも、その儀礼に

関する何らかのマントラや釈義文がヴェーダに見いだせることが必要であるとした。さらに本論文本節は、クマーリラが様々な法典のうちでも特に『マヌ法典』に特別な権威を認めていることを明らかにした。クマーリラの時代には、『マヌ法典』以外の法典はヴェーダの流派ごとの *dharmasūtra* のみであったが、クマーリラは、法典のうちでは『マヌ法典』のみが個別のヴェーダ流派を超えて普遍的に受け入れられていることを指摘する。さらにクマーリラは、『マヌ法典』の作者マヌがもつ特別な権威は、ヴェーダ（特に *Pañcaviṃśābrāhmaṇa*）とプラーナ文献（特に *Manvantara* の章）の中に、理法を世に告げるべき者としてマヌの名が挙げられていることに由来すると主張した。

次に本論文第3節は、Medhātīthi がクマーリラの法源論をどのように継承し、また改変したかを解明した。Medhātīthi は、現存ヴェーダに典拠のない法典類の宗教儀礼の典拠について、クマーリラが挙げた三つの立場のほかにも二つを加えたが、いずれも補足的なものである。しかしながら Medhātīthi は、クマーリラの見解に全面的に従うわけではない。クマーリラの自説では、クマーリラ自身が認めているが、現存ヴェーダに典拠のない宗教儀礼を記した法典などのスムリティ文献も、他流派のヴェーダを学んだ者の記憶に基づいている以上、ヴェーダと同等の権威を認めざるを得ない。するとこの立場においても、クマーリラが彼以前の定説を退けた理由と同様の危惧が、つまり異端宗教が「自説は他流派の伝えるヴェーダに典拠がある」と主張した際に批判できなくなるという、宗教的相対主義の危惧があることになる。Medhātīthi はこの危惧の実例として、*Gautamadharmasūtra* が四生活期（*āśrama*）を挙げたのち、家長（*grhastha*）のみがヴェーダに典拠をもつとしたのを正当化できなくなると指摘する。また Medhātīthi は、現存ヴェーダに規定のない宗教儀礼の典拠として、現存ヴェーダに見いだせるマントラや釈義文を、クマーリラよりも積極的に承認する。また Medhātīthi は、実際に自派のヴェーダと他派の伝えるヴェーダとに相違が見つかった場合であっても、人は自派のヴェーダが命ずる通りに行いをすればよいとして、ヴェーダ流派内での宗教的相対主義を、人が自らのヴェーダ流派所属を明確にしている限りにおいて許容する。さらに本論文第3節は、『マヌ法典』がもつ権威について、Medhātīthi はクマーリラとはかなり意見を異にしていることを解明した。Medhātīthi は法典を著作する資格として、『マヌ法典』第2章第6詩節に基づいて、「ヴェーダの学識」「愛憎を離れていること」「集中力」の三条件を定めた。そして彼は、『マヌ法典』の註釈家であるにもかかわらず、現代の有識者たちも、マヌをはじめとする伝

説的な法典作者よりも決して劣ってはならず、現代の有識者のうちからも、将来『マヌ法典』に匹敵する権威をもつ法典が編み出される可能性はある、と明言している。以上のように、Medhātīthi はクマーリラからの影響を受けつつも、法典註作者として実際の法廷で裁判審理にあたる法律家の立場に立ちつつ、ミーマーンサー学派よりは現実的な法源論を展開したということが出来る。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 9 件)

- ① 吉水清孝, “The *Jñānakarmasamuccayavāda* in the Commentaries on the *Manusmṛti*,” 『印度学仏教学研究』第 61 巻第 3 号, 1085-1092 頁, 2013, 査読有り.
- ② 吉水清孝, “Kumārila and Medhātīthi on the Authority of Codified Sources of *dharma*,” François Voegeli, Vincent Eltschinger, Danielle Feller, et. all. (eds.): *Devadattīyam. Johannes Bronkhorst Felicitation Volume*, Bern: Peter Lang, pp. 643–681, 2012, 査読有り.
- ③ 吉水清孝, 「クマーリラの寛容論」『印度学仏教学研究』第 60 巻第 2 号, 860-867 頁, 2012, 査読有り.
- ④ 吉水清孝, “Tradition and Reflection in Kumārila’s Last Stand against the Grammarians’ Theories of Verbal Denotation,” Chikafumi Watanabe, Michele Desmarais, and Yoshichika Honda (eds.), *Saṃskṛta-sādhitā: Goodness of Sanskrit. Studies in Honour of Professor Ashok N. Aklujkar*, New Delhi: D. K. Printworld, pp. 552–586, 2012, 査読有り.
- ⑤ 吉水清孝, 「中世初期における仏教思想の再形成—一言説の理論をめぐるバラモン教学との対立」『シリーズ大乘仏教』2, 大乘仏教の誕生, 春秋社, 231-266 頁, 2011, 査読有り.
- ⑥ 吉水清孝, 「シャンカラにおける瞑想の客体としての最高我 (paramātman) について」『論集』(印度学宗教学会) 37, 213-230 頁, 2011, 査読有り.
- ⑦ 吉水清孝, “How to Refer to a Thing by a Word: Another Difference between Dignāga’s and Kumārila’s Theories of Denotation,” *Journal of Indian Philosophy*, vol. 39, no. 4-5, Special issue on 14th World Sanskrit Conference, pp. 571–587, 2011, 査読有り.
- ⑧ 吉水清孝, “Reconsidering the fragment of the *Brhātīkā* on restriction (*niyama*),” Helmut Krasser, Horst Lasic, Eli Franco, Birgit Kellner (eds.), *Religion and Logic in Buddhist Philosophical Analysis. Proceedings of the Fourth International Dharmakīrti Conference. Vienna, August 23–27, 2005*. Wien, pp. 507–521, 2011, 査

読有り.

- ⑨ 吉水清孝, 「『マヌ法典』註釈家 Bhārucci の paramātman 論」『印度学仏教学研究』第 59 巻第 1 号, 297-302 頁, 2010, 査読有り.

[学会発表] (計 8 件)

- ① 吉水清孝, “Kumārila and his Quotations from the *Pañcaviṃśabrahmaṇa*,” Japan-Austria International Symposium on “Tradition and Transmission. The Meaning and the Role of “Fragments” in Indian Philosophy,” 2012 年 8 月 24 日, Matsumoto, Japan.
- ② 吉水清孝, 「『マヌ法典』註釈家の知行併合論」, 日本印度学仏教学会第 63 回学術大会, 2012 年 7 月 1 日, 鶴見大学.
- ③ 吉水清孝, 「クマーリラと *Pañcaviṃśabrahmaṇa*」, 印度学宗教学会第 54 回学術大会, 2012 年 6 月 3 日, 東北福祉大学.
- ④ 吉水清孝, “Tolerance and Intolerance in Kumārila’s Views on the Vedic śākhā,” 5th International Vedic Workshop, 2011 年 9 月 23 日, Bucharest, Romania.
- ⑤ 吉水清孝, 「クマーリラの寛容論」, 日本印度学仏教学会第 62 回学術大会, 2011 年 9 月 7 日, 龍谷大学.
- ⑥ 吉水清孝, “Kumārila’s Criticism of (Mahāyāna) Buddhism as Seen from the Theory of the Sources of Dharma,” 56th International Conference of Eastern Studies (第 56 回国際東方学者会議・東京会議), Symposium IV: Buddhism and Debate, 2011 年 5 月 20 日, 東方学会 (日本教育会館) .
- ⑦ 吉水清孝, 「『マヌ法典』註釈家 Bhārucci の paramātman 論」, 日本印度学仏教学会第 61 回学術大会, 2010 年 9 月 11 日, 立正大学.
- ⑧ 吉水清孝, 「ヴェーダーンタ思想における最高我 (paramātman) について」, 印度学宗教学会第 53 回学術大会, 2010 年 5 月 30 日, 大阪国際大学.

[図書] (計 0 件)

[産業財産権]

○出願状況 (計 0 件)

名称 :  
発明者 :  
権利者 :  
種類 :  
番号 :  
出願年月日 :  
国内外の別 :

○取得状況 (計 0 件)

名称 :  
発明者 :

権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

6. 研究組織  
(1)研究代表者  
吉水 清孝 (YOSHIMIZU KIYOTAKA)  
東北大学・大学院文学研究科・教授  
研究者番号：20271835